

令和3年8月1日から

介護保険施設における食費・居住費、高額介護サービス費の負担限度額が変わります

高齢化が進む中で、必要なサービスを必要な方に提供できるようにしつつ、負担の公平性と制度の持続可能性を高める観点から、一定以上の収入のある方に対して、負担能力に応じた負担を求める見直しを行います。

介護保険施設における食費・居住費の負担限度額の変更

変更点 ① 負担限度額認定を受けられる方の預貯金額等に係る要件が以下のとおりとなります。

変更点 ② 施設サービス及び短期入所サービスの食費(日額)の限度額が以下のとおりとなります。

合計所得金額 + 公的年金収入額	預貯金額等	
	単身	夫婦
80万円以下 (第2段階)	650万円以下	1,650万円以下
80万円超 120万円以下 (第3段階①)	550万円以下	1,550万円以下
120万円超 (第3段階②)	500万円以下	1,500万円以下

合計所得金額 + 公的年金収入額	施設入所者	短期入所者
80万円以下 (第2段階)	390円	600円
80万円超 120万円以下 (第3段階①)	650円	1,000円
120万円超 (第3段階②)	1,360円	1,300円

※公的年金収入額とは、課税年金(老齢年金等)と非課税年金(遺族年金等)の合計金額です。

高額介護サービス費の変更

高額介護サービス費の現役並み所得者(市民税課税世帯)の区分が、右表のとおりとなります。

問 市役所保健福祉課高齢者・介護保険係
[内線156~159]

利用者区分	負担限度額(月額)
課税所得690万円以上	140,100円
課税所得380万円以上690万円未満	93,000円
課税所得145万円以上380万円未満	44,400円

ほくと・ななえ医療・介護連携支援センターが開設しました

北斗市と七飯町が共同で函館市医師会に業務委託をして「ほくと・ななえ医療・介護連携支援センター」を函館市医師会病院内(函館市富岡町2丁目10番10号)に開設しました。

医療と介護の両方を必要とされる高齢者が、住み慣れている地域で安心して自分らしく生活していけるように、地域住民からの在宅医療などに関する不安やお悩みの相談をお受けしたり、医療機関や介護事業所などの情報提供を行うほか、高齢者の医療・介護に携わる関係者の方々の連携サポートも行います。

また、同センターでは函館市医療・介護連携支援センターのホームページに北斗市・七飯町に所在する在宅医療に携わる医療機関・介護施設・薬局などを掲載した「在宅医療・介護連携マップ」のほか、各種研修会の情報も掲載しております。(HP <https://www.hakodate-ikr.jp>)

問 ほくと・ななえ医療・介護連携支援センター ☎0138-42-1232 📠0138-42-1233

■受付時間 / <平日>午前8時30分~午後5時
<土曜>午前8時30分~午後0時30分(日曜・祝日を除く)